

■ 資料 ■

## 庵地 保の生涯と年譜

武田 晃 二\*

(1990年1月20日受理)

Kohji TAKEDA

A Life and Chronological Record of Tamotsu IOJI

庵地 保(いおじ たもつ、1853～1930)については「普通教育論を説いた初期の文献」といわれる『民間教育論』の著者として、主として中内敏夫氏らによって1960年代半ばから断片的に紹介されてきた<sup>1)</sup>。

庵地が『民間教育論』を出版したのは、教育令が改正される1週間前の1880(明治13)年12月23日であった。

1873(明治5)年の学制実施により、各府県は「貧富尊卑ノ別ナク」という文部省の方針(西潟「説論」等)に促されて、「貧民ノ子女」の就学という「難事ノ難事」に当面していた。府県の多くは、根気よく説得さえすれば数年後には実現できるという展望を文部省に報告していた。

ところが、政府・文部省は財政政策の転換を契機に、普通教育を「富人ノ子弟」に限定し、貧民にたいする教育を切り捨てる方向に転じ、学制を廃止して、教育令を制定した。

これに対して、自由民権派や民衆側からは普通教育は人民に権利であり、子どもの権利であるという主張が表明されたり、普通教育にたいする政府・文部省の権限の問題をも含め、普通教育のあり方をめぐり、活発な論議が展開された。

他方、国家権力内部の保守反動層は元田永孚を天皇の侍講に据え、教育令に表れたいわばブルジョワ路線を否定し、すべての学齢児童に徳育主義の教育を義務づけるという国家主義的路線を画策していた。「普通教育ノ挽回」と意識されたこの路線は教育令制定後に一挙に表面化し、わずか1年3カ月後に、クーデター的に教育令を「改正」した。この路線は、事実上、「普通教育」という概念を用いること自体を否定する路線でもあった。

庵地の『民間教育論』は、まさにこの激変期にあって、「開国進取」のブルジョワ的側面を肯定し、合理主義を基調とした「普通教育」論を体系的に展開したものである。

庵地は彼の普通教育論を自らの行動原理として精力的に活躍するが、日清戦争に当面し、「開国進取」の絶対主義的軍国主義的側面の台頭のなかで、その主張は押しつぶされていくことになる。

本稿は普通教育論研究の一環としての庵地保研究の基礎資料となるものである。

[キーワード] 普通教育、庵地 保、教育令、『民間教育論』、『国<sup>2)</sup>之教育』

\* 岩手大学教育学部教育学科

## はじめに

本稿および年譜は、わが国における普通教育論研究の一環としての庵地保研究の一部をなすものであり、彼の生涯、とくに教育上の活動を中心にまとめたものである。

なお、庵地保が編集した『国之教育』(全68冊)については、現在のところ一部しか入手できていない。ご教示いただければ幸甚である。

また、この年譜の作成に当たっては庵地正彦氏から貴重な資料をお借りすることができた。また、庵地保の「転免履歴」については東京都立公文書館の御好意を得る事ができた。あわせてここに記して謝意を表したい。

### 1

庵地 保は1853(嘉永6)年12月1日、沼津藩水野家の家中・儒臣の二男として生まれた。移封により千葉・菊間藩に移るが長男の夭折により、家督を継ぎ、間もなく一家挙げて東京に転居することになった。

東京に置かれた水野藩藩校明親館洋学局で、のち海軍少将となる本山漸から英語を学んだ後、16歳で開設したばかりの大学南校に入学したが、学資が理由で中退した。その後、海軍省に入り艦内教授役介に採用されている。

### 2

1877(明治10)年、24歳となった庵地は東京府職員として採用され学務課に配属となった。

時あたかも政府・文部省内において教育令原案を起草する委員会が設置され、学制全般の見直しが始動されようとしているときであった。

この年、文部省は大がかりな教育事情視察を行い、これに対して西村茂樹、九鬼隆一など大書記官らは「普通教育ノ病」などという表現を用いて、その処方策を摸索していた。それは普通教育を「貧富尊卑ノ別ナク」から「富人ノ子弟」に限定し、「貧民ノ子弟」を切り捨てるという方向を志向するものであった<sup>2)</sup>。一方、支配層内部においては国家主義的立場から「徳育」を重視した普通教育も企図されていた。また、民間にあっては普通教育を人民の権利として要求する思想も表明されていた。

結局、学制は廃止され、1879(明治12)年、それに代わって、教育令が出された。

この教育令は小学校教育の目的等に「普通ノ教育」、「普通教育」という用語を教育法令上初めて用いたことでも知られている。

1880（明治13）年12月9日、文部省は「教育令改正案ヲ上奏スルノ議」<sup>3)</sup>を太政官に提出した。

それは「普通教育ノ衰頹ヲ挽回スルコト、焦眉ノ急ニ属スル」とし、そのことが「国運」上の課題であるとしていた。

「議」によれば、前年の教育令の「弊」は学制の「尪雑」を整理するあまり、「放任ス可ラザルモノヲ併セテ放任」したところにある、「干渉ノ過度」に問題があったのではなく、「干渉ノ途轍」に誤りがあったのだ、というのである。「放任ス可ラザルモノ」とは「授業ノ得失ヲ考へ、費途ノ緩急ヲ察スルガ如キ内部ノ事」、すなわち「普通教育」内部のことであり、それに対する国家の「干渉」権をも「放任」したところに「衰頹」の真の原因がある、というのである。

一方、「学校ノ設立費用ノ募集等専ラ外部ノ事」に対する国家の「過度ノ制限」についての反省は見られない。すなわち、「挽回」とは教育内容である「普通教育」を含めた教育制度全体に対する国家の干渉権の確立を意味するものであった。

それはまた、教育政策に対する支配層内部の対立や自由民権派の教育論に対する反動側からの巻き返しでもあった。

ところで、「国民ノ品位ヲ上下スル力」をもつところの普通教育を学校教育の「内部ノ事」に関わるものとしてそれに対する干渉（＝統制）権の確立を要求する政府・文部省の方針はこの頃から急速に強化されていくが、その方向に触発されながら普通教育をめぐる議論がさまざまな立場やさまざまな角度から展開されはじめていた。

この「議」を受けた太政官は直ちに同じ月の28日に教育令を改正した。この改正は「普通教育」という用語そのものは残すことになったが、教科構成、教育内容等に対する国家の干渉が強く押し出されたものであった。

庵地が『民間教育論』（和綴、庵地氏蔵版）を出版したのはまさにその年の12月23日であった。

この出版は偶然ではなかった。庵地は、独自の思想的立場から時代に敏感であったし、大胆にかつ実践的に自らの見解を主張し、実行するタイプであった。庵地は相当の課題意識と準備とをもってこれに取り組んだと思われる。

学校設立の拡大に比して学校維持費負担に対する父兄の意識は進歩とは言えない状況にある、その理由は「是レ皆教育論ノ民間ニ勢力ヲ得サルノ致ス所」にある、したがって「普通教育ノ要領」を述べ、普通教育の重要性を民間に訴えていかなければならない、とその「総論」で述べている。

庵地の「普通教育」論の概要については別な機会に譲ることにして、それを一言で要約すれば、「人智諸般ノ能力」には「自然ノ法則」とも言うべき「発達ノ順序」があり、普通教育はその順序に「相応」するものでなければならない、というものであった。

この見地を庵地は一貫して貫くのであるが、後に述べるように、ある意味でそのことが日清戦争と同時に彼を教育界から追い出すことにもなったとも言うことができるのである。

なお、前年6月に創刊された『東京学士会院雑誌』は福沢諭吉の「教育論」を載せているが<sup>4)</sup>、この論説は庵地にかなり影響したと思われる。

1882(明治15)年、庵地は、論説「科学的思想ヲ説キ併セテ其発達ヲ論ス」において、「科学的ノ思想」が「知見ノ広狭ニ因テ脳裡ニ反射シタル事物ノ念慮」である以上、「科学的ノ思想」を「発達」させる「順序方法」も「知見ノ広狭」に依存せざるをえない、普通教育にあっても「適度ノ実事ヲ取テ之ヲ科学ノ定法ニ応用シ十分ノ念慮ヲ惹起セシメ遂ニ其習得シタル所ノ科学ヲ以テ日本第一流ノモノトナサンコトヲ余輩ノ切ニ願フ所ナリ」と述べている。

1883(明治16)年7月には、「普通教育の改良進歩」を規約上の目的とする東京府教育談会が、また9月には大日本教育会が発足し、庵地は前者をいわばホームグラウンドにしながらもそれぞれにおいて主要もしくは中心メンバーになっている。

翌年2月に開かれた教育談会会合において庵地は「教育普及ノ一義」と題する講演を行ない、徳育・知育・体育のそれぞれが重要であり、とくにどれということではなく、それらは教育を構成するものとして統一的にとらえなければならない、また、その普及にあたっては「俗談平話」に徹するべきである、ことを強調している。

1885(明治18)年の2月、庵地は第2の主著『通俗教育論』を東京・金港堂書籍会社から出版している<sup>5)</sup>。

先の『民間教育論』との関連については「其の大体の主義に至りては今日と強て異なる所なし殊に目下の有様においては普通教育の要用益々切迫の事情ありと信ずる」と述べているように、『民間教育論』の改訂版であるとしている。

9月の教育談会第3回総集会での庵地の演説「会員諸君ニ所望アリ」は、8月の教育令再改正を受け、それが「教育ノ事業ヲ引縮メサルヲ得ス」、「今后ハ人心ノ教育ヲ離ルル事アリハセヌカ」と心配を率直に表明している。

一方では、「教育談会員ノ資格ヲ以テ彼是吟味スヘキ事柄」ではないとしながらも、他方では「元来教育ノ事ハ独り官ノ一方ニ委託スヘキモノニ非ス官民共ニ配慮スヘキコト当然」との見地から、「我教育談会ト大日本教育会トハ大小ノ区別コソアレ今日ノ事態傍観スベキ時ニ非」ず、「双方共ニ」「教育ノ価値ヲ成ルヘク多クノ人ニ知ラシムル方便ヲ講スル事此際ハ最モ必要」であり、「國中至ル所ニ教育談アル」ようにしなければならないこ

とを力説している。

教育普及の主体的条件をことさら強調する庵地の情勢論は彼の普通教育論とどのような関係にあるのだろうか。

教育令改正によって設置されることになった小学教場のあり方をめぐって、その年11月22日に開かれた東京府教育談会第4回総集会は庵地の見解が否決されるという異例の会合となった。

庵地が発題者となった議題は「小学教場の学期を三ヶ年とするときはこれを無等級にすることがいいかどうか」というものであった。

庵地はその趣旨について次のように述べたという、「教則ヲ無等級ニ編制スルトキハ生徒ノ智識ニ充分ノ発達ヲ与ヘ、徒ニ其進歩ノ途ヲ遮断スルノ虞レナクシテ仮令ハ読書力ニ富ムモノハ之ヲ進メ算術ニ巧ミナルモノハ亦之ヲ進メテ不得意ナル学科ハ之ヲ充分ニ修メサスレハ最後ニハ終ニ其目的即チ普通学科ヲ均シク卒ルコトヲ得ルノ道理ナレハ實際ノ学力ニ著シキ進歩ヲ呈スルナラン」と。

これに対して、もし等級を置かなかつたら勉学を奨励することもなくなり教授上錯雑かつ不便になる等の反対意見が出て、「論議百出、殆ど停止するところを知らざるの有様なりしが、決を取るに当たりては、無等級を否とするの説多数を占め遂に否決」された。

庵地の提案は一定の自主性を保持していた教育談会においても受け入れ得るものではなかった。

この頃、教育談会内部においても実業教育・国民教育の必要性があたかも普通教育論に対する対立概念であるかのように主張され、庵地のように理念に基づいた普通教育論は押されぎみの傾向にあった。

この年4月、『教育時論』と『教育報知』があいついで創刊されている。それぞれ庵地の足跡を伝えていると同時にそれぞれ独自の立場から普通教育論を展開し始めることになる。

1886（明治19）年9月に学務課長に昇格した庵地は府下小学校長会議の席上、校訓を主題とする演説を行なっている。

学校教育は教授と校訓ともに重要であるとしたうえで、校訓の中心は学校長と教員がその模範を示すことにある、それは彼らが「生徒ノ心ヲモ以テ己カ心トナシ其間ニ懸隔ヲ生スルコトナク常ニ同一体トナ」ることである、と述べている。

11月には、『教育報知』第43号に論説「小学校ノ経済」を寄せ、4月に出された小学校令についてそれが小学校の「経済上ノ一大変更」である、学校は元来「町村の共同物」であるから「区町村費」で支弁するべきであるから「寄付金授業料等」で支弁することには直ちには困難である、という見地に立ちつつ、長期的には「学校若シクハ学区ニ充分ノ資

本ヲ備エテ学校維持ノ独立堅固」を計るべきだが、当面の措置として「小学校或ハ各学区」に「(選挙による) 経済整理ニ関スル委員」を置くよう提案している。

同年、大日本教育会では庵地の発題になる「男女共学の可否」が翌年4月まで3回にわたって討論されている。

その年(1887)4月には議事課勤務を命ぜられたが、その直後に論説「東京府下貧困児童の教育法」が『教育報知』に2回にわたって連載されている。

公私立小学校の教育が進歩したといってもそれは「金満家」の子弟にとっての教育にはかならず、授業料一ヵ月十銭といってもそのほかに「筆墨紙」「書籍十呂盤石盤」「小遣い」を含めると、大部分の貧困児童は就学することはできない。彼らを「将来自営の民」となすことこそ国家の繁栄の基礎である、という典型的なブルジョワ的立場にたちつつ、したがって貧民学校設立のために資本家は資金を提供すべきである、またそのための教員としては、僧侶をあてるのはどうか、などユニークなアイデアを提言している。

同年10月文部省普通学務局主席属に転任した直後、師範学校令改正を受けて秋田県尋常師範学校となったその校長に任ぜられたのである。約200名が出席した彼の送別会は「近時珍しき教育上の集会」であったという。(『教育時論』第99号)

### 3

1888(明治21)年から4年間、庵地は尋常師範学校長として活躍するが、同時に県学務課長、県教育会副会長、秋田市教育会会長にも就任した。秋田県教育会は庵地の師範学校校長就任を契機に翌春5月に設立されたものであるが、開会式での庵地の演説は興味深い<sup>9)</sup>。

官において教育が奨励され、また教育会が必要であることは当然のことであるとしても、教育方法の研究とその交流こそが重視されなければならないのであって、教育会はそのためにこそ存在すべきである、教育会が設立されたことが喜ばしいかどうかは教育上の経験交流が実際にどのようになされたかどうかにかかっているのであって、祝辞はそのときに譲りたいと述べたあと、「事物集散ノ理ニ基キテ教育会ノ必要ヲ」論じた。

庵地にとって「事物集散ノ理」とは「事物自然ノ約束」であり、「人事」においても妥当するとして次のように述べている、「人類相集リテ社会ヲ成セハ茲ニ協力分勞ノ法行ハレテ有無ヲ通シ経験ヲ交換スル、其際ニハ事物集散ノ理ニ基キテ其中心トナルヘキ場所モ定マリ、之ニ依リテ自ラ利シ、自他共ニ其幸福ニ浴シ、遂ニハ社会全体ヲモ利益スルニ至ルハ殆ト社会ノ約束ニ出ツルモノ如シ、而シテ此約束ノ能ク行ハルル所ハ人事次第ニ整頓シ、人モ富ミ、国モ栄テ、所謂文明富強モ致スコト事実ニ徴シテ明白」と。

「社会進歩」には「事物集散」が必要であり、例えば、「政治集散」について言えば、政府には中央政府（さらに内閣・各省あり）や地方政府（さらに県庁、郡役所あり）がある、というのである。

庵地はこのように述べて、教育会の設立は「取りモ直サス事物ノ法則ニ従テ教育事業ニ関シ、経験ト交換スルノ中心ヲ作りタルモノ」であることを強調したのである。

ここには庵地の政治観・社会観の特徴が示されているが、教育会に対する国家統制が強まっている折、開会式演説としてはきわめて大胆なものであった。

校長としての意識からか、この時期教師論についての発言が見られる。「教師の位置を安全ならしむる法」（『教育報知』163号）は、小学校教員には「自理独立の思想と位置」が不可欠であるとし、そのためには「現在の生活と老後の生計とを営むに足るの準備を設くる」こと、具体的には教師自ら共同の組合を組織し、殖産会社を設立し支配人を置いて事業を興し、教師共同の財産を形成し、それを老後の生計に当てるというのである。ここにもアイデアマン庵地の本領が発揮されている。

「教育者、外ニ対スル務」（『教育報知』213・214号、1890・4～5）において、庵地は町村制実施を口実に教育費用節減が図られる状況を取りあげ、結局教育が人民に信用されていないからだ、もしそうでないならば教育費削減など許しはしないだろうと述べ、教育にとって人民の信用は不可欠であることを強調している。

どうすれば教育は人民の信用を得ることができるか、それは敵の中に味方を作ること、すなわち教育社会の外に教育の価値を理解できる人を獲得することであるとして、「町村立学校ニ奉職スル人」の責務を論じている。土地の人情・風俗を理解すること、父兄と親交・親接できること、常に町村人民の先達となり、そのなかで教育の価値を説くことができること、教員等が主催する幻灯会等には人民に参加を求めること、演説等は俗談平話にできること、等を挙げている。

庵地には「教育ニ関スル勅語」の翌年に書かれたと思われる「教育制度」と題する未完の手稿がある。新小学校令が「行政学ノ原則ニ基ツキテ組織シタルモノ」であり、これまでの教育諸法令と違って「応々変更スル等ノ事ハナカルヘシ」と見通したうえで、教育制度についての「学理上ノ研究」の必要性を強調している。

庵地は「（教育制度ヲ）研究スルニハ地方制度ヨリ始メサル可カラス」と述べているが、それは市町村制以来市町村自治の精神が発達してきたが、そのなかで「市町村ノ便益ヲ主張スル」傾向も強まってきている、本来「教育ハ国家全体ノ為ニ施設シタルモノ」であるから、教育にとって国と地方制度との原則的關係を明確にしておく必要がある、という認識に立ったものであった。

庵地によれば地方自治・地方分権が必要であるのは、第1に、官は民に一致しなければ

ならず、そのためには「人民ヲシテ公共事務ニ参与セシムル」ことが前提でなければならない、第2に、地方に「直接ニ利害ノ関係アル者」は地方に任せるべきである、第3に、国の基礎は自治分権を保障することによってむしろ強固になる、第4に、人民が自治制度をつうじて政治思想を養うことによってはじめて国家の問題を議することができる、というものであった。このような認識は「維新ノ初年カラ明治一二年ノ頃マデハ官治ノ風（＝中央集権）」であったという庵地の現実政治認識と政治は本来「民治」であるべきだとする政治観から導びきだされたものと思われるが、これも「事物集散の理」の思想と合致するものであった。

1891（明治24）年2月、秋田尋常師範学校の寄宿舎新営を契機に47名の学生が放校処分となった事件が持ち上がった（『教育時論』233号）が、庵地との関係は不明である。師範学校長時代の庵地について「惜しまれながら秋田を去られた」という文章が残っている<sup>7)</sup>。

#### 4

1892（明治25）年4月、庵地は長崎県師範学校長に転任を命じられているが、結局当校へは着任せず<sup>8)</sup>、5月1日付で依願免職となっている。実はこの春、庵地には東京金港堂書籍会社の監査役として教科書等の編纂の仕事が待っていた。金港堂ではその前年に三宅米吉が副社長に就任していた。また明治22年11月から定期総合文芸誌『普通教育』を発行していた。

庵地は早速、定期刊行教育雑誌『国之教育』の刊行を企画し、彼を発行人、加藤駒二を編集人としてその年の9月に第1号を発行している。これは月3回刊で翌々年の8月の68号迄刊行している。

『国之教育』創刊号の社説「国の教育」（庵地の執筆と思われる）は「発行の趣旨」において、『普通教育』との違いに触れたあと、「教育界多事の今日において」「教育上時時の問題又は雑報等を機敏に報道」し、「教育上につき不偏不党の論説、記事を掲げ」、我が国の教育において「独立」こそが「今日の急務」であることを訴えていきたいと述べている。論説の部では庵地自ら「四〇年来日本の進歩」と題して我が国における文明全般の進歩について9回にわたって執筆している。

清国への宣戦布告の直前、「現時の教育が開国進取の国是」に反していると論じた『国之教育』第63号社説にたいして、『教育報知』が戦争を鼓舞する立場に立ってこれを非難したことから双方の間に論争が持ち上がった。論争は噛み合わないまま『教育報知』側が「アバヨ」という言葉を残して論争を打ちきった。しかし、『国之教育』はその発行元の営業政策の転換もあって<sup>9)</sup>、その直後廃刊に追い込まれることになった。



庵地は1896（明治29）年、住友家に入社し、日本製銅株式会社の整理監督を経て、翌年現住友電工の前身である住友伸銅所の支配人さらに場長として13年間活躍することになる。

「（珪銅線製造法について）場長庵地保は自身に翻書して製作を指導した。（中略）そうして明治33年4月、通信省へこれを完納することができた。これは大変立ち遅れていた住友の電線事業が最初の面目を示したものと云わねばならない。そして銅線はしばらくは住友の独占的製品となった」<sup>10)</sup>。

58歳（明治43年）で退職した庵地はその年9月に『商人道』（東京・大野書店<sup>11)</sup>）を著わし、その後日本エナメル(株)、東京瓦斯電工(株)等の設立に関係し、また日本原毛(株)の社長にもなっている。

1930（昭和5）年10月19日、77歳で没した。

## 注

- 1 a. 勝田守一・中内敏夫『日本の学校』、岩波新書、1964年、221～222ページ
- 1 b. 中内敏夫「近代日本におけるナショナリズムと教育の展望」、『近代日本教育論集』1969年、国土社、13ページ
- 1 c. 中内敏夫『近代日本教育思想史』、1973年、国土社、272、346ページ
- 1 d. 中内敏夫『教材と教具の理論』、1978年、有斐閣ブックス、191～192ページ
2. 「文部省第4年報」参照
3. 『明治文化全集・第10巻教育篇』、1928、日本評論社、397～398ページ
4. 『東京学士会院雑誌』創刊号、『内外教育新報』第228～230号
5. 本書については小川利夫『現代社会教育の理論』、1977年、垂紀書房、に紹介されているが、書名の「通俗教育」を社会教育と誤解した紹介となっている。なお、庵地にはいわゆる社会教育を論じたものとして「通俗教育ニ関スル所見」『国民之教育』（興文社）第1号所収、がある。
6. 秋田県教育委員会『秋田県教育史』第2巻資料編2、および『教育報知』第125号
7. 『秋田県学事月報』1891年
8. 長崎大学玉園同窓会『百歳の歩み』、1986年
9. 福岡勝「金港堂小史—社史のない出版社「史」の試み」、東京都立中央図書館『研究紀要』第11号、1979年、93・94ページおよび『教育時論』第339号
10. 『社史 住友電気工業株式会社』、同社発行、1961年、70ページ
11. 宇田正「明治中期—住友人の近代的商人観—庵地 保著『商人道』の紹介を中心に—」、追手門学院大学『追手門経済論集』第17巻第1号、1982年、参照

# 庵 地 保 年 譜

(1990年1月調査現在)

128

教育工学研究 第12号 1990

	普通教育関連事項	庵 地 保 <span style="float: right;">(□印は庵地の著作等)</span>
1853 (嘉永6)		12・1 沼津藩水野家の家中・儒臣の二男として出生(東京都公文明治20年「転免履歴」には、「駿河国駿東郡沼津城内ニ於イテ生」とある)
1866 (慶応2)	○前島密「(支那が)西洋諸国の侮蔑する所となりたるは普通教育の法を知らざるに坐するなり」 (「漢学御廃止の議」)	
1867 (慶応3)	12 ○福沢諭吉、『西洋事情』初篇卷一「学校」の中でヨーロッパ、とくにドイツの教育制度に関連して「常教」という言葉を紹介	○「長男夭折のため家督を継ぐ、明治維新に際して一家を挙げて上京」という記述あり (沼津藩は政府から移封を命ぜられ千葉・菊間藩となる)
1868 (明治1)		○藩校・明親館洋学局(在東京)で山本漸などから英学を学ぶ(?)
1869 (明治2)	1・14 木戸孝允「普通教育の振興を急務とすべき建言書案」を政府に提出(新暦、以下同じ) ○伊藤博文、大久保利通らも学校制度確立の必要性強調	なお、旧幕臣本山漸(のち海軍少将)に「明親館洋学局同社の童生に授る覚」(明治2年4月)あり。
	3・17 「府県施政順序」： 第13項「小学校ヲ設ケル事」	
1870 (明治3)	3 「大学規則」「中小学規則」： 小学「普通学」、中学「専門学」	○大学南校の開設(1月)を機に入学(16歳) (「学資の点で中退」の記述あり)
	12・25 西周、common scienceの訳語としての「普通学」と<世に言う「普通学」>を区別することを主張	5・23 海軍省・艦内教授役介(「転免履歴」)

(『百学連環』)	
1871 (明治4)	9・2 文部省創設(大学廃止) 江藤新平文部大輔、大木喬任文部卿
1872 (明治5)	12・23 文部大丞田中不二麿、岩倉使節団に随行 3 J.S.ミル著、中村正直訳『自由之理』 福沢諭吉『学問のすゝめ』初編 9・4 「学事奨励に関する被仰出書」 9・5 学制頒布： 小学校「教育ノ初級」、中学校「普通ノ学科」 10・10 文部省、中学教則略、小学教則頒布
1873 (明治6)	5・26 北条県(岡山県)にて農民およそ3000人蜂起、徴兵令、地券入費、学校資金等に対する不満 7・28 地租改正条例布告 11・27 西潟訥「説論11則」(『文部省雑誌』明治6年第7号、明治7年第1号にもほぼ同文再録) ○全国学校数24,225ほぼ全国町村に設立
1874 (明治7)	1・17 民選議院設立建白書提出 9・27 田中不二麿、文部大輔になる
1875 (明治8)	4・8 府県に学務課を置く 11・25 太政官達「文部省職制及び事務章程」 上款第5条「普通教育須要ノ学科ヲ改正スル事」
1877 (明治10)	4 西村茂樹、第二大学区視察報告のなかで「普通教育ノ病」4項目をあげ、民力に応じた「普通教育」の推進を表明(『文部省第4年報』) 九鬼隆一、第三大学区視察報告のなかで「富人ノ子弟」のための「普通教育」推進を強調(同上)
	3・9 東京府学務課勤務(8等属)

	普通教育関連事項	庵地保 (□印は庵地の著作等)
1878 (明治11)	<p>○この頃、教育会等が盛んに設立される。「普通教育の改良普及」を目的とするものあり。</p> <p>6 学監モルレー「学監考案日本教育法」を文部省へ提出、第25章「・・・下等小学科ハ一般人民日常欠クヘカラサル所ノモノタルヘシ」「中等小学科及上等小学科ノ学科ハ下等科ヨリ稍高尚ノモノニシテ亦一般人民必需ノモノタルヘシ」</p> <p>6・6 『教育新誌』創刊(汎愛社、月2回刊)</p> <p>6・20 山田行元、強迫就学法を「普通教育法」と呼称することを提唱(『教育新誌』第2号)</p> <p>10 植木枝盛「普通教育論」</p> <p>12 ルソー『民約論』訳</p> <p>1・31 東京日々新聞、下村松造「我邦普通教育ノ現状ハ慶スベキ乎」(寄書)を掲載</p> <p>2・15 上記「寄書」を文部省『教育雑誌』第57号が全文掲載</p> <p>5 文部省「日本教育令」上奏 第19章「小学ハ人間普通關ク可ラサルノ学科ヲ児童ニ教フル所ナリ」</p> <p>5・14 文部省「日本教育令」改正草案、大政官へ稟議(19項目78章)</p> <p>5・23 太政官案(49条)</p> <p>12 田中不二麿「教育国会ヲ創設スルノ議」を公表</p> <p>12 東京教育会 設立 『東京教育会雑誌』創刊</p>	12・15 7等属(千葉県土族)

<p>1879 (明治12)</p>	<p>5・20 元老院教育令布告按第1読会(6・25まで8回開催) 6・ 福沢諭吉「教育論」(『東京学士会院雑誌』創刊号、 「内外教育新報」228~230号転載) 8 天皇、元田永孚を通じて「教学聖旨」を示す 9 伊藤博文「教育議」、「教学聖旨」批判 元田永孚、「教育議附議」で反批判 9・29 太政官、教育令公布:第1条「小学校ハ普通ノ教育 ヲ児童ニ授クル所ニシテ・・・」 東京教育協会 設立 12 小幡篤次郎「非常ノ工夫トハ何ソヤ普通ノ教育ヲ変 シテ専門ノ教育ニ遷ラシムル是ナリ」(『東京学士 会院雑誌』第1編第5冊)</p>	
<p>1880 (明治13)</p>	<p>1 6科(読書、習字、算術、地理、歴史、修身)を具 備しない小学校を廃止 3 田中不二麿、司法卿へ 4 文部省、スペンサー『斯氏教育論』訳(翌年絶版) 12・4 文部省「教育令改正案ヲ上奏スルノ議」 —「普通教育ハ、国民ノ品位ヲ上下スルノカアリ」 —「普通教育ノ干渉ヲ以テ政府ノ務トセザルハナシ」 —「普通教育ノ衰頹ヲ挽回スルコト、焦眉ノ急ニ属 ス」 12 元老院教育令改正布告案読会(第3読会まで) 12・28 教育令改正 教育費国庫補助を廃止</p>	<p>2 千葉県上総市原郡大厩村から東京府日本橋区浜町2丁目へ転籍 7・7 6等属 9・12 福沢諭吉より返書 12・23 □『民間教育論』(庵地氏蔵版・和綴本)出版(27歳)</p>
<p>1881 (明治14)</p>	<p>1・19 赤松常次郎「読東京曙新聞教育上の巷説」 「政府ガ教育ニ干渉スベキ理由」の第1として —「凡ソ人ノ子女タルモノ普通ノ教育ヲ受ケン事</p>	<p>2 □『民間教育論』再版(?)</p>

	普通教育関連事項	庵地保 (□印は庵地の著作等)
	<p>ヲ要求スルハ其固有ノ権理ニシテ父母ト雖モ之ヲ妨グベカラズ之ヲ動カスベカラズ而シテ之ニ普通ノ教育ヲ與フルノ義務ヲ負担スベキモノハ父母ニ非ズシテ誰ゾヤ」</p> <p>—「父母ハ子ノ普通教育ヲ受クベキ固有ノ権利ヲ顧ミル」べきこと (『教育新誌』88号)</p> <p>5・4 小学校教則綱領 (小学校を初等・中等・高等の3科に区分)</p> <p>6・18 小学校教員心得「小学校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ関シ普通教育ノ弛張ハ国家ノ隆替ニ係ル」 「普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ 何ニ由テカ尊王愛国ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲ富厚ナラシメ以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ」</p> <p>6・20 教育会に対する国家統制強化</p> <p>11・7 井上毅、中学校・実業学校の振興を説く</p> <p>12・3 『東京輿論新誌』、「主権概論」を掲載、「主権は人民にあり」を主張</p>	<p>東京府学員会会員となる</p>
1882 (明治15)	<p>5 東京教育学会 設立 『東京教育学会雑誌』創刊</p> <p>10・12 伊沢修二『教育学』</p> <p>11 福沢諭吉『德育如何』</p>	<p>4・5 4等属</p> <p><input type="checkbox"/>「科学的ノ思想ヲ説キ併セテ其進歩ヲ論ス」 (『東京教育学会雑誌』第5号)</p>
1883 (明治16)	<p>1 『東京茗溪会雑誌』創刊</p>	<p>4・9 庵地 埼玉県連合教育会へ出張</p>

<p>1884 (明治17)</p>	<p>7 文部省、教科書の認可制を施行  7 東京府教育談会 発足  7 『東京府教育談会報告書』発刊  7・28 「普通教育ハ民生ト相伴ハサル可ラス」(無署名論説『東京教育学会雑誌』第13号)  9・9 大日本教育会発足(東京教育学会改組)  9・30 『大日本教育会誌』創刊(1号のみ)  11 『大日本教育会雑誌』創刊  11・28 『東京教育新志』創刊(毎水曜日刊)  1・7 『文部省教育雑誌』廃刊  3・27 『文部省報告』廃刊、文部省刊行の雑誌なくなる(1920『文部時報』まで)</p>	<p>7・1 東京府教育談会会員となる    9 大日本教育会幹事となる(2期~明治19・4・10)  9・18 大日本教育会職員集會にて庵地演説「第三期ノ教育会」(第一期・東京教育会、第二期・東京教育協会、第三期・大日本教育会)    2・3 東京府教育談会第2回開會において副會長に推挙される  同會において演説「教育普及ノ一義」(『大日本教育会雑誌』第7号に演説内容収録)  2・15 東京府教育談会四谷・牛込両区合併支會第1回例會に出席  3・24 東京府教育談会第3回開會において同會に5円を寄付  4・17 静岡県連合教育会へ出張  5・25 東京府教育談会第4回開會にて役員改選。庵地、副會長に再選。官報通信員となる(「転免履歴」)  7・20 □北豊島郡私立沢田小学校落成記念式典で祝辞  (『東京府教育談会報告書』第2冊)  3等属  9 東京府教育談会例會「庵地君ハ普通教育ノ価値ト云ヘル論題ニテ演述セラレタリ」(内容不詳)(『東京府教育談会報告書』第2冊)  10・29 司法省御雇外国人アッペール氏の學校巡覽に同行出張  11・12 北豊島郡駒込小学校落成記念式典にて演説「本校維持法の事に就きて懇ろに演説せられ」(『東京府教育談会報告書』第3冊)  11・25 東京府教育談会郡区委員会、議長庵地  12 深川区教員講習會ならびに教育會に出席</p>
------------------------	---	--

	普通教育関連事項	庵地保 (□印は庵地の著作等)
1885 (明治18)	<p>4・15 「普通教育ハ何ヲ目的トスルカ」          (『東京教育新志』3回連載)          —この中で「国民普通教育」という言葉が用いられる—</p> <p>4 開発社『教育時論』創刊(～1934年)</p> <p>4・30 東京教育社創立、          『教育報知』創刊(～656号、明治37年、月刊→半月刊→旬刊)</p>	<p>2 <input type="checkbox"/>『通俗教育論』(東京・金港堂)</p> <p>3・29 東京府教育談会第1回総集会。議長庵地。役員改選で庵地、幹事に。          副会長は東京府新学務課長米本少蔵(辻新次演説)</p> <p>4・9 芝麻布共立幼稚園開園式に出席</p> <p>4・19 東京府教育談会四谷牛込両区合併支会第2回例会において演説  <input type="checkbox"/>「心の食物」(『東京府教育談会報告書』第4冊)</p> <p>原亮三郎による庵地『通俗教育論』広告掲載          「右ハ普通教育ノ次第ヲ俗談平話ニ認メ最初ニ人間ノ安泰ハ教育ノ普及如何ニ基ク事父母ハ情ト理トニ於テ其ノ子ノ教育ニ心配スヘキ事又一国ノ教育ハ国法ニ依リテ督促スヘキ事等ヲ述べ続テ体育知育徳育ノ事ニ論及セリ就中徳育説ノ如キハ從來ノ迷妄ヲ覚悟シテ更ニ新案ヲ立テラレタレハ世ノ教育ニ従事スルノ士ハ勿論苟モ学務担任ノ職ニアル者ハ必ス一読スヘキ書ナリ」(『教育報知』創刊号)</p> <p>5・24 東京府教育談会2回総集会。議長庵地。</p> <p>6・21 東京府教育談会南足立郡支会に出席。          「(庵地君)本会与支会との関係について最も懇切に説かれ」との記述あり。(『東京府教育談会報告書』第5冊)</p> <p>6・28 本所深川教育会の依頼に応じ出張</p>



	<p>8・12 教育令再改正 地方教育費の節減を目的</p> <p>8・19 文部省、府県立・町村立学校で原則として授業料を徴収するよう指示</p>	<p>7・19 東京府教育談会神田日本橋下谷浅草4区連合支会発会式に出席、演説『通俗教育論』広告掲載（原亮三郎執筆）</p> <p>「該書ハ表書ニ掲ケタル如ク普通教育ノ旨意ヲ俗談平易ノ文章ヲ以誰人ニテモ教育ノ旨意ヲナルホドト了解シ得ル如ク民間不学ノ徒ヲモ子弟ヲ教育セネバナラヌトノ主意ヲ解得セシムル如クの実ナル引証ヲ挙テ得意ノ論ヲ述ベラレタル書ニシテ其編成ノ趣向ハ第一章ヲ総論ニ起シ第二章之ニ続キ教育ノ目的ヨリシテ父母ノ子ヲ教育スル責任ノ事第三章体育ノ事第四章知育ノ事第五章德育ノ事ヲ説キテ以テ完備トス殊ニ德育ノ如キ玩味スヘキモノナリ我儕ハ斯ノ如キ書ノ続々世ニ行ハレンコトヲ希フテ止マザルナリ」（『教育報知』第4号）</p> <p>8・6 <input type="checkbox"/> 『教育報知』第4号発行祝宴にて「祝辞」（『教育報知』第5号）</p> <p>8・16 東京府教育談会四谷牛込両区合併支会第4回開会に出席。 「（庵地）教育令改正ニ付キ注意スベキノ条件ヲ述ベラレタリ」の記述あり（『東京府教育談会報告書』第5冊）</p> <p>9・19 学事改正取調委員となる。</p> <p>9・27 東京府教育談会第3回総集会（一ツ橋・東京大学講義室）で演説 <input type="checkbox"/> 「会員諸君ニ所望アリ」（『大日本教育会雑誌』第24号、『教育報知』第11号）</p> <p>11・1 東京府教育談会南足立支会に出席。「第二席は庵地君が德育上のことを述べられ……」（『東京府教育談会報告書』第7冊）</p> <p>11・22 東京府教育談会第4回総集会。 庵地が発題者となる議題「小学教場の学期を3ヶ年とするときはこれを無等級にすることがいいかどうか」が論議され、「論議百出、殆ど停止するところを知らざるの有様なりしが、決を取るに当たりては、無等級を否とするの説多数を占め遂に否決せり」（『東京府教育談会報告書』第7冊）</p>
--	--	---

	普通教育関連事項	庵地保 (□印は庵地の著作等)
1886 (明治19)	<p>12・12 公立小学校で修業期間1年をもって1学級とする (学年制の初め、従来は半年級制)</p> <p>12・22 森有礼、初代文部大臣となる</p> <p>1・13 「普通教育ノ焦点ハ何レニ在ルヤ」 (『東京教育新志』第105号)</p> <p>○「実業」「実用ある知識」「実業教育」「職工教育」 「理学的教育」「新教育の世代」……をめぐる論 議盛ん</p> <p>3 中島勝義『教育雑誌』創刊(月2回刊?明治21、全 47号)</p> <p>4・10 小学校令(義務教育を初めて標榜) 中学校令(尋常・高等に区分) 師範学校令</p> <p>5・10 文部省、教科用図書検定条例公布 (検定制始まる)</p> <p>5・25 文部省、「小学校ノ学科及其程度」を定め、自然科学 関係教科を理科に統合、手工科を新設</p> <p>10・25 『信濃教育会雑誌』刊行</p> <p>12・22 「我が国ノ普通教育ハ強迫教育ヲ取ルベシ」 (『東京教育新志』第154号)</p>	<p>12・20 芝区公立南海小学校開校式に出席</p> <p>12・20 東京府教育談会四谷牛込両区合併支会第6回例会へ出張</p> <p>12・23 東京府職員2等属</p> <p>2・7 東京府教育談会北豊島支会発会式に出席</p> <p>2・21 東京府教育談会神田日本橋下谷浅草連合支会に出席。 「庵地保君は普通小学にスクールジスプリン訳して学校のしつけ方 を勧め各生徒をして一様の良習慣を養成するの必要なることを懇 話し、その任たる専ら学校長あるいは校主に帰着するとの旨意を演 べられる」(『東京府教育談会報告書』第7冊)</p> <p>5・4 大日本教育会・商議委員(～翌年5・17)</p> <p>7・26 東京府学務課長に昇格(判任官2等、「転免履歴」)</p> <p>11・13 □論説「小学校ノ経済」(『教育報知』第43号)</p> <p>12 大日本教育会12月常集会 庵地が発題者になって「男女共学の可否」について討論 (翌年2月～4月の3回にわたる)</p>

<p>1887 (明治20)</p>	<p>1・9 ハウスクネヒト、帝国大学の独文学と教育学の教師として着任（ヘルバルト教育学を紹介）</p> <p>東京教育社『教師之友』創刊（月2回刊、～明治22、25号）</p> <p>5 文部省、小学校修身科授業では教科書の使用を禁止する旨通牒 興文社『国民之教育』創刊（月刊、～13号）</p> <p>5・10 「普通教育・国民教育・実業教育」 （『教育報知』社説、第66～68号） —「普通教育ハ教育ノ基本タリ根底タリ」 —「普通教育（ハ）（理性アル人間ノ）能力ヲ発達調和セシメ社会ノ一人人タルニ欠ク可ラザル要状ヲ具備セシメントノ目的ヲ以テスルモノナリ」</p> <p>8・6 文部省、学校において生徒の学力のみならず、その人物をも査定し、尋常・優等の2種に分けて証明することとする</p> <p>9・11 日本講道会、日本弘道会と改称。国民道徳の普及に乗り出す ○西村茂樹・佐々木高行・佐野常民ら、修身教科書勅選の件を三条実美に提言（文相森有礼の反対により中止）</p> <p>○この頃、普通教育における徳育の方針・内容をめぐって、諸方面の論争活発となる（徳育論争）</p>	<p>1・1 「書き方改良会の趣旨並びに規則」庵地等15名提唱 （『大日本教育会雑誌』第50号）</p> <p>2・13 □府下小学校長会議で演説「校訓について」 （『大日本教育会雑誌』第50号、『教育報知』第43号）</p> <p>4・16 東京府議事課へ転出（後任・元田直）（『教育報知』第64号）</p> <p>4・23 □論説「東京府下貧困児童の教育法」（『教育報知』第64号）</p> <p>5・7 □論説「東京府下貧困児童の教育法(2)」 （『教育報知』第65号）</p> <p>5 □「通俗教育ニ関スル所見」（『国民之教育』第1号） □「貧困児童の教育を僧侶に依頼するの説」（『国民之教育』第2号）</p> <p>10・20 文部省普通学務局主席属となる</p> <p>11・12 大日本教育会・議員となる（2期～翌年3月） 初等教育部門・中等教育部門・女子教育部門・学務部門担当</p> <p>□「東京府下貧児の教育法」（『教育雑誌』第36号） □「普通教育に関する所見」（『教育雑誌』第41号）</p>
------------------------	---	--

	普通教育関連事項	庵地保 (□印は庵地の著作等)
1888 (明治21)	5・26 『教育報知』社説「巡遊所見」 一「国家教育・専門教育・普通教育…皆是レ各其 特性ヲ標準トシテ名ヲ分チ、業ヲ異ニセルモノ ナリ」(第120号) <input type="checkbox"/> 金港堂編修所再編(教育部、雑誌部、小説部、庶 務部) 8・21 文部省、尋常師範学校設備標準(職員数・設備備品 ・生徒給与品等を規定。修学旅行を法制化) 9・15 文部省、尋常師範学校教員に執務中に制服を着用さ せる。(1919年10月廃止)	1 秋田県尋常師範学校校長を命ぜられる 1・10 庵地の送別会に200余名出席(『教育時論』第99号、『教育報知』100号) 1・20 秋田県尋常師範学校校長として赴任 1・21 『教育報知』第102号(1・21付)に庵地謝告を掲載 3・31 上京 4・7 県学務課長兼務秋田市教育会会長(『教育報知』第113号) 4・13 <input type="checkbox"/> 大日本教育会集會にて演説(『教育報知』第116号) 6・1 秋田県教育会設立総会(秋田県尋常師範小学校付属小学校講堂) 庵地保、小柳三郎、駒野正和ら発起。総裁男爵青山貞、会長羽生氏 熟、副会長庵地保。 <input type="checkbox"/> 設立総會にて演説 (『教育報知』第125号、『秋田県教育史』第2巻・資料編2)
1889 (明治22)	1・22 徴兵令改正。国民皆兵主義の表現。 高等・尋常師範学校卒業者に6カ月間現役の特典。 1・28 森文相「学政の目的」 2・11 大日本帝国憲法発布 2・12 森文相、刺殺さる 三宅米吉『普通教育』創刊(金港堂、2回刊、～明 治23・5、全13号)	3・30 <input type="checkbox"/> 「教師の位置を安全ならしむる法」(『教育報知』163号) (庵地上京にさいし、記者が訪問し、たまたま小学教員について

<p>1890 (明治23)</p>	<p>9・25 島田直吉「普通教育ノ前途ヲ憂フ」  (『教育時論』第160号)</p> <p>10・9 文部省、教員学生生徒の学術講演・演説の際、現在  に政務に関する事項を可否討論させぬよう訓令</p> <p>12・19 文部省、天皇・皇后の「御真影」を高等小学校へも  下付する旨府県へ通知(従来は官立・府県立小学  校のみ)</p> <p>○国家教育、日本教育という表現盛ん</p> <p>5・17 府県制・郡制各公布</p> <p>5・25~30 大日本教育会、全国教育会の代表者を集め、全  国教育者大集会を開く(880人参加)</p> <p>5・30 伊沢修二ら国家教育社創立、『国家教育』創刊</p> <p>6・20 法制局長官井上毅、中村正直起草の教育勅語案(文  部省原案)を批判(これにより井上・元田を中心  に起草進む)</p> <p>7・23 文部省編『日本教育史資料』</p> <p>8 小学校令改正案をめぐる、法律主義をとる内閣と勅  令主義をとる枢密院と意見対立</p> <p>10・7 小学校令を公布(勅)、市制町村制に即して小学校制  度の詳細を規定。「小学校ハ兒童身体ノ発達ニ留  意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須  ナル普通ノ知識・技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」  (「普通教育」という用語が削除される)</p> <p>10・11 「国家の普通教育」という表現、初出(『教育報知』  第237号)</p> <p>10・30 「教育ニ関スル勅語」発布</p>	<p>の話が出たそのときの要旨)</p> <p>4 秋田県下仙北郡教育会にて演説(学務課長)</p> <p>4・19 □「教育者、外ニ対スル務(1)(2)」(『教育報知』第213、215号)</p>
------------------------	--	---

	普通教育関連事項	庵地保 (□印は庵地の著作等)
1891 (明治24)	<p>12・20 『教育報知』社説「国家教育の原理」 一「故に国家教育は普通教育にしてまた強迫の教育なり」(第247号)</p> <p>○「高等普通教育」という言葉が用いられるようになる。</p> <p>6・17 小学校祝日大祭日儀式規定制定</p> <p>8・25 穂積八束「民法出テ忠孝亡ブ」 (『法学新報』)</p> <p>9・2 井上哲次郎『勅語衍義』</p> <p>11・17 小学校教則大綱 小学校令諸施行細則(学級編成ニ関スル規則など)</p> <p>11・17 文部省、御真影と勅語謄本とを校内の一定の場所に 「最も尊重ニ奉置」するよう訓令(奉安庫・奉安殿の設置始まる)</p> <p>11 井上哲次郎「宗教と教育について」 (教育と宗教との衝突論争)</p> <p>11・25 『教育時論』社説「普通教育に対する大木文部大臣の意見」(第138号)</p> <p>12・5 辻新次「普通教育ノ事業ニ就キテ一言ス」 (『教育報知』第292号)</p>	<p>2 秋田県尋常師範学校寄宿舎新営開舎式学生サボタージュ問題で47名の退学処分事件起きる(『教育時論』第233号) □手稿『教育制度』(未完)</p> <p>尋常師範学校校長俸給改訂(勅令172号、法律91号一文部大臣直轄)、 「長崎 四級 秋田 年840 庵地保」とある (『教育報知』第311号)</p>
1892 (明治25)	<p>7・11 文部省、「尋常師範学校ノ学科及其程度」改定公布</p> <p>7・26 丸山名政(法律家)「初等教育普及の急務」</p>	<p>4 長崎県尋常師範学校校長転任を命じられる(5・1付で依頼退職) 金港堂書籍株式会社に就職</p>

<p>1893 (明治26)</p>	<p>—「普通教育と云ふものが此社会に如何なる影響を及ぼすものであるか」について主として政治との関係で多面的に論じている。 (『教育報知』第327号)</p> <p>12・5 「普通教育の経費を論ず」(『教育時論』第275号)</p> <p>12・15 国立教育期成同盟会、約1万人の署名を集め、小学校教育費国庫補助の実現を衆議院に請願 (翌年2月、可決)</p> <p>3・7 井上毅、文相に就任、教育制度の改革に着手</p> <p>3・15 棚橋一郎「余が所謂普通教育」(『教育時論』第285号)</p> <p>5・18 市町村の財政能力が許す場合、市町村立尋常小学校の授業料を徴収しないこととする。</p> <p>8・25 「実業教育を以て普通教育を害する勿れ」 —「普通教育内に強いて実業なる専門科を加え両者の間に避くべからざる衝突を来した」と石川県の事例批判(『教育時論』第301号)</p> <p>10・28 文部省、教育政策・行政に関する発言を「政論」と断じ、これを行なう教育団体への教員の参加を禁止(大日本教育会など直ちに軟化、教育費国庫補助要求運動も後退)</p>	<p>9・13 庵地発行人、加藤駒二編輯人で『国之教育』を発刊 (月3回刊、～明治27・8まで全68号発行) □庵地、社説「国の教育」および「40年来日本の進歩」 (第3号～第11号?連載)</p>
<p>1894 (明治27)</p>	<p>1・12 文部省、就学者の増加を計るため小学校の2部授業を奨励し、貧困児童の就学のため夜学・日曜学校等を勧奨</p> <p>1・12 文部省、昨年訓令に続き、官公立学校生徒の反抗、とくに同盟休校を嚴重に取締まるよう訓令</p> <p>2・17 「齷齪教育」—「普通教育は帯に短く褌に長い」 (『教育報知』第409号)</p>	

	普通教育関連事項	庵地保 (□印は庵地の著作等)
1895 (明治28)	<p>3・1 文部省、「尋常中学校ノ学科及其程度」を改正、第2外国語を除く、国語・漢文・歴史を重視、実業につくものために実科を置く</p> <p>○金港堂書籍株式会社、経営方針転換強める。同族経営「利益確保の至上命令の安定路線」、取締役(副社長格)三宅米吉も高等師範学校教授へ転出</p> <p>4・15 「普通教育の程度」 一実業の中心地大阪で、中学3年までの普通教育を要求(『教育時論』第324号)</p> <p>6・15 文部省、尋常中学校実科規定を公表、4学年から実施する実科の内容、実科のみの実科中学校の設置等を規定</p> <p>6・25 高等学校令公布(高等学校を高等学校と改称、原則として専門学科を行う、地方単科大学化を意図、大学予科をおく)</p> <p>8・1 清国に宣戦布告</p> <p>11・25 「戦時の普通教育に患ふべきものあり」 (『教育時論』第346号)</p> <p>2・5 貴族院及び衆議院で、教育高等会議及び地方教育会議設立の建議案を可決(政府、文部行政への束縛として拒否)</p> <p>3・5 「実業教育の為に普通教育を忽にすること勿れ」 (『教育時論』第356号)</p>	<p>6・13 『国之教育』第63号社説&lt;現今の教育は開国進取の国是と矛盾&gt;掲載</p> <p>6・23 『教育報知』(第427号)の『国之教育』(63号社説)攻撃開始「開国進取に対する教育上の俗論を排す」</p> <p>6・23 『国之教育』第64号、『教育報知』に反論</p> <p>7・7 『教育報知』(第429号)記事、「『国之教育』の答弁」</p> <p>7・14 『教育報知』(第430号)再攻撃、「再び教育上の俗論を排す」</p> <p>7・23 『国之教育』第67号、『教育報知』に再反論「教育報知に一言す」</p> <p>7・28 『教育報知』(第432号)記事、「『国の教育』城下の血盟」</p> <p>8・3 『国之教育』廃刊(第68号)</p> <p>8・25 『教育報知』(第436号)記事、「『国の教育』の休刊を惜む」</p> <p>○史料によれば1月迄は監査役に留まっている 一稲岡勝「金港堂小史—社史のない出版社「史」の試み」東京都立中央図書館『研究紀要』第11号、1979、93ページ</p>



<p>1896 (明治29)</p>	<p>2・4 貴族院、小学校修身教科用図書の国費による編纂決議案を可決</p> <p>9・24 穂積八束『国民教育憲法大意』</p> <p>12・18 高等教育会議規則を公布</p> <p>12・20 大日本教育会、組織を改編し、帝国教育会と改称</p> <p>12・25 帝国教育会、国家教育社の併合を決定、『大日本教育会雑誌』は183号より『教育公報』と改題</p>	<p>○田辺氏の誘いで住友家に入社、日本製銅株式会社の整理監督を命じられる。</p> <p>(住友銀行支配人田辺貞吉：沼津藩士の長男として江戸城内に出生。千葉県官吏から文部省督学局視学、明治10年、東京師範学校長)</p>
<p>1897 (明治30)</p>	<p>5 井上哲次郎ら『日本主義』を創刊</p> <p>6・7 穂積八束『国民教育愛国心』</p>	<p>4・1 住友伸銅場（現住友電工の前身）開設。ただちに場長心得となる。</p> <p>(職員6名、職工約70名)(45歳)</p> <p>7 同 場長</p> <p>「(砒銅線製造法)について場長庵地保は自身に翻読して製作を指導した。(中略)そうして明治33年4月、通信省へこれを完納することができた。これは大変立ち遅れていた住友の電線事業が最初の面目を示したのと言わねばならない。そして銅線は以後しばらくは住友の独占的製品となった。」(『社史 住友電気工業株式会社』、1961年、同社発行、70ページ)</p> <p>○住友伸銅場、東京に出張所を開設。(場長を支配人と改める)</p> <p>(庵地、月俸150円、当時帝国大学卒業者初任給50円)</p>
<p>1899 (明治32)</p>	<p>10・9 文部省、実業教育局を新設</p> <p>12・17 文部省、小学校と師範学校とにおいてなるべく男女共学にすること、高等女学校の設置を積極的に計画することなど訓令</p> <p>1・10 「普通教育の現状を論じて当局者の猛省を請う」 (『教育公論』第1号)</p> <p>2・7 中学校令改正(尋常中学校を中学校と改称、修業年限5年、男子の高等普通教育機関)</p>	<p>9・22 庵地支配人、「商業視察と販路拡張のため」清国へ出張。</p> <p>11・19 帰国</p> <p>○住友伸銅場、分工場ふくめ職工240名に。</p>

	普通教育関連事項	庵地保 (□印は庵地の著作等)
1903 (明治36)	2・7 実業学校令公布(実業学校制度の成立) 2・8 高等女学校令公布 3・22 教育基金特別会計法公布 —「第三条、教育基金ハ普通教育費ニ使用ス」 4・29 小学校令施行規則中改正(修身、国語、日本史、地理、図画の教科書の国定化)	
1904 (明治37)	7・3 「普通尋常の意義」(『教育界』第2巻第9号・社評) 2・10 日露戦争勃発。 10・20 「普通教育は一日も忽にすべからず」 (『実験教授指針』第3巻第20号)	
1906 (明治39)	9・3 中島力造「共通性の教育と特殊性の教育」 (『教育界』第7巻第11号)	
1909 (明治42)	2・20 沢柳政太郎『実際的教育学』(同文館) —「教育学がその研究対象とする教育の範囲は学校教育中の普通教育に限定したい」(学校教育の範囲には高等学校も含めている。実業教育、高等教育、専門教育を除く) 3・10 江原素六「普通教育に関する所感」(『教育公論』)	
1910 (明治43)	3・19 衆議院、「学制改革ニ関スル建議案」可決 4・25 文部省、学制改革案を高等教育会議に諮問	退職(58歳) 11 □『商人道』(東京、大野書店)出版
1911 (明治44)	内藤鳴雪「普通教育の根本主義」 (『教育界』第10巻第11号)	○その後
1918 (大正7)	12・6 高等学校令(大学予科の性格を廃して、7年制を本体とする高等普通教育機関とし、公私立の設立も認める)	日本エナメル(株)設立に関係 東京瓦斯電工(株)設立に関係 日本原毛(株)取締役

1919 (大正8)	6・1 中島半次郎「現代普通教育の一欠陥」 (『内外教育評論』第13巻第6号)	○「水野家相談役として晩年を送る」との記述あり。
1920 (大正9)	8・1 伊藤長七「普通と専門との教育分岐点」 (『教育学术界』第41巻第5号)	
1923 (大正12)	4・1 龍山義亮「普通教育の本義と中学校」 (『内外教育評論』第17巻第4号)	
1924 (大正13)	4・15 文政審議会設置	
1926 (大正15)	7・31 三宅雄次郎監修『新日本史』第3巻・教育篇(沢柳政太郎執筆) —この中で「中等普通教育」という用語が用いられる。—	
1927 (昭和2)		
1930 (昭和5)		10・19 東京都小石川区宮下町4番地にて没す、77歳